

平成 30 年 12 月 11 日招集

平成 30 年第 4 回燕市議会定例会議案

新潟県燕市

## 平成30年第4回燕市議会定例会 議案一覧

- 議案第 90 号 平成30年度燕市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第 91 号 平成30年度燕市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 92 号 燕・弥彦総合事務組合の共同処理する事務の変更及び  
燕・弥彦総合事務組合規約の変更について
- 議案第 93 号 燕市妊産婦の医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 94 号 燕市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 95 号 燕市精神障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 96 号 燕市入学準備金貸付基金条例の制定について
- 議案第 97 号 燕市入学準備金貸付条例の制定について
- 議案第 98 号 燕市保育園条例の一部改正について
- 議案第 99 号 指定管理者の指定について（燕市分水福祉会館）
- 議案第100号 指定管理者の指定について（燕市交通公園）
- 議案第101号 指定管理者の指定について（燕市体育センター ほかに24施設）
- 議案第102号 市道路線の廃止について
- 議案第103号 平成30年度燕市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第104号 平成30年度燕市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第105号 平成30年度燕市水道事業会計補正予算（第2号）

燕・弥彦総合事務組合の共同処理する事務の変更  
及び燕・弥彦総合事務組合同規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、燕・弥彦総合事務組合の共同処理する事務を変更し、燕・弥彦総合事務組合同規約(平成18年1月6日新潟県市町村第1351号許可)を次のとおり変更するものとする。

平成30年12月11日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

燕・弥彦総合事務組合同規約の一部を変更する規約

燕・弥彦総合事務組合同規約（平成18年1月6日新潟県市町村第1351号）の一部を次のように変更する。

第3条第1号中「(消防法第20条第2項に定める消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。)」を削り、同条第4号を次のように改める。

(4) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)に基づき関係市村が処理することとされた事務のうち、次に掲げるもの

ア 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)及び火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)に基づく事務

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づく事務

ウ 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に基づく事務

第16条第1項第2号の表常備消防に要する経費(前号及び以下に掲げる経費を除く。)の項の次に次のように加える。

「

消防水利施設に要する経費	それぞれの市村が、当該区域内の消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務に要する経費に相当する額を負担するものとする。
--------------	--

」

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

燕市妊産婦の医療費助成に関する条例の一部改正について

燕市妊産婦の医療費助成に関する条例（平成18年燕市条例第115号）  
の一部を次のように改正するものとする。

平成30年12月11日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市妊産婦の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

燕市妊産婦の医療費助成に関する条例(平成18年燕市条例第115号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(助成の範囲)」に改める。

第8条を次のように改める。

(助成の申請)

第8条 助成対象者が前条に規定する助成を受けようとする場合には、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、保険医療機関等において療養を受ける場合には、申請を要しないものとする。

3 第1項の申請は、助成対象医療を受けた月の末日から6月以内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(助成額の決定)

第9条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに第7条に規定する助成額を決定しなければならない。ただし、前条第2項の場合においては、審査支払機関の通知により助成額を決定するものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の燕市妊産婦の医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた療養に要した費用に係る助成について適用し、施行日の前日までに行われた療養に要した費用に係る助成については、なお従前の例による。

燕市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について

燕市子どもの医療費助成に関する条例（平成18年燕市条例第114号）  
の一部を次のように改正するものとする。

平成30年12月11日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

燕市子どもの医療費助成に関する条例(平成18年燕市条例第114号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第6条中「満15歳」を「満18歳」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の燕市子どもの医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた療養に要した費用に係る助成について適用し、施行日の前日までに行われた療養に要した費用に係る助成については、なお従前の例による。



燕市精神障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

燕市精神障害者医療費助成に関する条例(平成18年燕市条例第126号)  
の一部を次のように改正するものとする。

平成30年12月11日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

燕市精神障害者医療費助成に関する条例(平成18年燕市条例第126号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

第6条中「当該支払額から高額療養費及び付加給付の額を控除した残りの額の3分の2の額とする。」を「次の各号に定めるところにより助成する。」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 入院に係る医療費について、当該支払額から高額療養費及び付加給付の額を控除した残りの額に3分の2を乗じて得た額を、月額3万円を限度に助成する。
- (2) 通院に係る医療費について、障害者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条第1項に規定する自立支援医療を受けている場合に限り、当該法律による助成を受けた後の一部負担金の支払額に2分の1を乗じて得た額を助成する。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の燕市精神障害者医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた療養に要した費用に係る助成について適用し、施行日の前日までに行われた療養に要した費用に係る助成については、なお従前の例による。

燕市入学準備金貸付基金条例の制定について

燕市入学準備金貸付基金条例を次のように制定するものとする。

平成30年12月11日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市入学準備金貸付基金条例

### (設置)

第1条 教育の機会均等を図り、次代を担う有為な人材を育成することを目的に、入学に際して必要となる資金を貸し付けるため、北越工業株式会社からの寄附金を財源の一部として、燕市入学準備金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、入学準備金資金に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、基金は、金融機関に保険事故(預金保険法(昭和46年法律第34号)第49条第2項又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第49条第2項に規定する保険事故をいう。次条第1項において同じ。)が発生した場合において、次条第1項の規定による相殺をすることに

より、これを市の債務の償還に充てることができる。

(基金に属する現金の保全)

第7条 市長は、第3条第1項の規定により基金に属する現金を預金として管理している場合において、当該預金を受け入れている金融機関に保険事故が発生したときは、予算の定めるところにより、当該預金に係る債権と当該金融機関に対する市の債務との相殺をすることができる。

2 前項の規定による相殺をした場合には、予算の定めるところにより、相殺をした金額を遅滞なく基金に積み立てなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市入学準備金貸付条例の制定について

燕市入学準備金貸付条例を次のように制定するものとする。

平成30年12月11日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市入学準備金貸付条例

### (目的)

第1条 この条例は、経済的理由により就学が困難な者の保護者等に対し、入学に際して必要となる資金(以下「入学準備金」という。)を貸付けすることにより、教育の機会均等を図り、もって有為な人材を育成することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保護者等 就学が困難な者が、未成年の場合にあってはその保護者(親権を行う者又は後見人を含む。)、成年の場合にあっては父母又はこれに代わる者をいう。

(2) 借受人 入学準備金の貸付けを受けた保護者等をいう。

### (受給資格)

第3条 入学準備金の貸付けを受けようとする保護者等は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された学校及び教育施設(以下「学校等」という。)のうち次に掲げるものに入学を許可された者の保護者等であること。

ア 高等学校

イ 中等教育学校(後期課程に限る。以下同じ。)

ウ 特別支援学校(高等部に限る。以下同じ。)

エ 大学

オ 短期大学

カ 高等専門学校

キ 専修学校(高等課程又は専門課程で修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。)

(2) 本市に住所を有する者であること。

(3) 入学準備金の負担が困難な者であること。

(入学準備金の額)

第4条 貸付けする入学準備金の額は、10万円、15万円又は20万円のいずれかの金額から保護者等が選択するものとする。

(貸付けの時期)

第5条 入学準備金は、第3条第1号に規定する学校等に入学を許可された事実を確認した後に貸付けする。

(貸付けの申請)

第6条 入学準備金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(連帯保証人)

第7条 申請者は、連帯して入学準備金の返還の債務を負担する保証人(以下「連帯保証人」という。)を1人立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、本市に住所を有し、独立した生計を営む65歳未満の者でなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、その限りではない。

(審査委員会の設置)

第8条 入学準備金の貸付けを受ける者の選考を円滑かつ適正に行うため、燕市入学準備金貸付審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(貸付けの決定)

第9条 市長は、委員会の審議を経て、毎年度予算の範囲内で貸付けする者を決定する。

(貸付け決定の取消し)

第10条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、入学準備金の貸付けの決定を取り消すことができる。

(1) 第3条第1号に規定する学校等に入学を許可された者が当該学校等に入学しなかったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により入学準備金の貸付けの決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、入学準備金の貸付けが不相当と認められる



とき。

2 前項の規定により貸付けの決定を取り消された者は、直ちに、貸付けた入学準備金の全部を返還しなければならない。

(入学準備金の利息)

第11条 入学準備金には利息を付さない。

(返還の期間)

第12条 借受人は、貸付け後最初に到来する10月から、正規の修業年限内に全額を返還しなければならない。ただし、いつでも全部または一部を繰り上げて返還することができる。

(返還の猶予)

第13条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、その申出により入学準備金の返還を猶予することができる。

(1) 災害又は傷病によって返還が困難となったとき。

(2) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。

(返還の免除)

第14条 市長は、借受人が入学準備金の返還を完了する前に死亡し、又は重度心身障害のため労働能力を喪失し、返還が困難と認められるときは、入学準備金の一部又は全部の返還を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市保育園条例の一部改正について

燕市保育園条例（平成18年燕市条例第106号）の一部を次のように改正するものとする。

平成30年12月11日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市保育園条例の一部を改正する条例

燕市保育園条例(平成18年燕市条例第106号)の一部を次のように改正する。

別表吉田西太田保育園の項を削る。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月11日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

1. 施 設 名

(1) 所在地 燕市上諏訪10番16号

(2) 名 称 燕市分水福祉会館

2. 指定管理者

(1) 所在地 燕市上諏訪10番16号

(2) 名 称 分水小学校区まちづくり協議会

(3) 代表者 会長 古 澤 亨

3. 指定の期間

平成31年4月1日から5年間

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月11日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

1. 施 設 名

(1) 所在地 燕市大曲3375番地

(2) 名 称 燕市交通公園

2. 指定管理者

(1) 所在地 新潟市中央区神道寺2丁目2番10号

(2) 名 称 交通公園運営グループ

(3) 代表者 グリーン産業株式会社

代表取締役 荒 川 義 克

3. 指定の期間

平成31年4月1日から5年間

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月11日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

1. 施 設 名

(1) 所在地	(2) 名 称
燕市大曲3015番地	燕市体育センター
燕市吉田本所176番地1	燕市吉田総合体育館
燕市分水向陽1番2号	燕市分水総合体育館
燕市小牧837番地1	スポーツランド燕
燕市南七丁目9番40号	燕市スポーツパーク
燕市吉田本所188番地1	燕市吉田テニスコート
燕市分水向陽1番4号	燕市分水テニスコート
燕市横田13686番地	つばくろ運動広場
燕市吉田本所193番地1	燕市吉田第1野球場
燕市吉田本所190番地1	燕市吉田第2野球場
燕市又新1115番地	燕市小中川地区コミュニティセンター
燕市吉田旭町四丁目1番22号	燕市吉田武道館
燕市吉田本所169番地1	燕市吉田総合グラウンド

燕市吉田本所 1 5 3 番地 1	燕市吉田屋外ゲートボール場
燕市吉田水道町 3 番 1 5 号	燕市吉田屋内ゲートボール場
燕市米納津 2 7 7 4 番地 3	燕市米納津屋内ゲートボール場
燕市粟生津 5 7 0 番地 2	燕市粟生津屋内ゲートボール場
燕市分水あけぼの一丁目 1 番 7 0	燕市分水多目的屋内運動場
燕市分水向陽 1 番 3 号	燕市ジムナスト分水
燕市秋葉町四丁目 1 1 番 2 5 号	燕市勤労者体育センター
燕市国上 3 4 9 2 番地 1	燕市国上勤労者体育センター
燕市分水あけぼの一丁目 1 番地 6 7	サンスポーツランド分水
燕市溝 3 7 番地 1	燕市四箇村ふれあい館
燕市白山町三丁目 2 4 番 5 2 号	燕市 B & G 海洋センター
燕市吉田本所 1 5 3 番地 1	燕市吉田トレーニングセンター

## 2. 指定管理者

- |         |                  |
|---------|------------------|
| (1) 所在地 | 燕市大曲 3 0 1 5 番地  |
| (2) 名 称 | 燕市スポーツ協会・ミズノグループ |
| (3) 代表者 | 一般財団法人 燕市スポーツ協会  |
|         | 代表理事 柴 山 義 榮     |

## 3. 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から 5 年間

市道路線の廃止について

次のとおり、市道路線の廃止をするものとする。

平成30年12月11日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記





# 市道路線廃止図 1

縮尺 1 : 10,000



## 拡大図 縮尺 1 : 2,500

